

# 公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階

TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550

Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

## 公益社団法人日本武術太極拳連盟 倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、「公益社団法人日本武術太極拳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本連盟諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは定款第20条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 名誉会長等とは定款第27条に規定する名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与をいう。
- (3) 委員会委員とは第36条に規定する専門委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (4) 職員とは定款第43条に規定する事務局職員をいう。
- (5) 本連盟諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは本連盟主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

### (基本的責務)

第3条 本連盟の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

### (遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職

務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員等の解任については、倫理委員会（または、これに相当する委員会）の意見を聴取したうえ、定款第25条及び第52条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会（または、これに相当する委員会）の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員等の処分は、本連盟服務規程に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本連盟加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本連盟の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、定款第9条に基づき取り扱うものとする。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

以上

# 公益社団法人 日本武術太極拳連盟

## JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階  
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550  
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN  
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

### 公益社団法人日本武術太極拳連盟及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成27年4月1日制定

#### 〈趣旨〉

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体は、我が国における武術太極拳界を統轄し、代表する団体として、武術太極拳の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、人道的問題（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど）あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本連盟及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本連盟及び加盟団体においては、役・職員、各委員会の指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連する競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

#### I. 人道的行為に起因する事項

##### 1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又は武術太極拳を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) 武術太極拳を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

## 2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、機関誌や情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。

(4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。（注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。）

## 3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

(1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民体育大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、本連盟及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

(2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。

(3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

## 4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任あ

る行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

## II. 不適切な経理処理に起因する事項

### 1. 経理処理について

本連盟及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”または、各団体の組織形態に基づく基準（経理処理）を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事または外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

### 2. 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

## III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本連盟及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとと

もに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

#### IV. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等の活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

##### ＜ 参 考 ＞

##### ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本連盟加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

###### (1) 倫理に関する規程の整備

本連盟倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。なお、規程の作成や改定等は、過度の規制等が無いよう事前に規程案を本連盟理事会に提出し、了解を得ることとする。

###### (2) 倫理委員会（または、これに相当する委員会）の設置（同委員会規程の整備）

###### (3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

##### ＜ 例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について ＞

- ・方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。
- ・事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

###### (4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本連盟に速やかに報告を行うこと。

以上